

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日、
がと、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則(社会課)

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則(会計課)

◇公安規則 鳥取県警察証明手数料条例施行規則の一部を改正する規則(警察本部会計課)

聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則の一部を改正する規則(交通企画課)

◇人委規則 週四十時間勤務制の試行のための職務に専念する義務の特例に関する規則

公布された規則のあらまし

◇鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

一 外国の大使等に対する特別地方消費税の非課税制度の対象と

なる特別徴収義務者の指定の手續を定めることとした。(第十四条関係)
二 この規則は、平成三年七月一日から施行することとした。

◇鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則
一 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所措置に要する費用に係る入所者本人からの徴収上限額の特例措置を一年間延長するとともにその額を次のとおり改めることとした。(附則第四項関係)

区 分	徴 収 上 限 額	
	現 行	改 正 後
養護老人ホームに入所させる措置	一〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円
特別養護老人ホームに入所させる措置	一八〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
三 1 この規則は、平成三年七月一日から施行することとした。
2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

一 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正

1 (一) 県立岩井長者寮の使用料の徴収区分を、平成三年七月一日以後の入寮者から対象収入額(現行税額)によるものと

するとともに、その額は、一人使用の場合にあっては次の表のとおりとし、二人使用の場合にあってはこれから一、〇〇〇円を減じた額とすることとした。

階層区分	対 象 収 入 額	使用料の額(一人月額)	
		大 居 室	小 居 室
一	一、五〇〇、〇〇〇円以下	五六、四三〇円	五五、四三〇円
二	一、五〇〇、〇〇一円以上一、六〇〇、〇〇〇円以下	五九、四三〇円	五八、四三〇円
三	一、六〇〇、〇〇一円以上一、七〇〇、〇〇〇円以下	六二、四三〇円	六一、四三〇円
四	一、七〇〇、〇〇一円以上一、八〇〇、〇〇〇円以下	六五、四三〇円	六四、四三〇円
五	一、八〇〇、〇〇一円以上一、九〇〇、〇〇〇円以下	六八、四三〇円	六七、四三〇円
六	一、九〇〇、〇〇一円以上二、〇〇〇、〇〇〇円以下	七一、四三〇円	七〇、四三〇円
七	二、〇〇〇、〇〇一円以上二、一〇〇、〇〇〇円以下	七六、四三〇円	七五、四三〇円
八	二、一〇〇、〇〇一円以上二、二〇〇、〇〇〇円以下	八一、四三〇円	八〇、四三〇円
九	二、二〇〇、〇〇一円以上二、三〇〇、〇〇〇円以下	八六、四三〇円	八五、四三〇円
十	二、三〇〇、〇〇一円以上二、四〇〇、〇〇〇円以下	九一、四三〇円	九〇、四三〇円
十一	二、四〇〇、〇〇一円以上二、五〇〇、〇〇〇円以下	九六、四三〇円	九五、四三〇円
十二	二、五〇〇、〇〇一円以上二、六〇〇、〇〇〇円以下	一〇三、四三〇円	一〇二、四三〇円
十三	二、六〇〇、〇〇一円以上二、七〇〇、〇〇〇円以下	一一〇、四三〇円	一〇九、四三〇円

十四	二、七〇〇、〇〇二円以上二、八〇〇、〇〇〇円以下	一一七、四三〇円	一一六、四三〇円
十五	二、八〇〇、〇〇二円以上二、九〇〇、〇〇〇円以下	一二四、四三〇円	一二三、四三〇円
十六	二、九〇〇、〇〇二円以上三、〇〇〇、〇〇〇円以下	一三一、四三〇円	一三〇、四三〇円
十七	三、〇〇〇、〇〇二円以上三、五一六、七二〇円以下	一三七、八三〇円	一三六、八三〇円
十八	三、五一六、七二二円以上	一三八、五一〇円	一三七、五一〇円

(一) 県立岩井長者寮に平成三年七月一日以後に夫婦で入寮する者で一定の要件を満たすものに係る使用料の減額措置を定めることとした。

(別表関係)

(二) 県立岩井長者寮の入寮の許可の申請に係る添付書類の様式について、(一)に伴う所要の改正を行うこととした。(様式関係)

2 当分の間、平成三年七月一日前に入寮した者の使用料の徴収区分は、現行の税額によるものとし、D階層の区分に該当する者は対象収入額が三、五一六、七二二円以上である者とするともに、その額を引き上げ、一人使用の場合にあっては次の表のとおりとし、二人使用の場合にあってはこれから一、〇〇〇円を減じた額とすることとした。

区 分	金 額 (一 人 月 額)	
	大 居 室	小 居 室
A 階層	現 行 五五、一五〇円 改 正 後 五六、四三〇円	現 行 五四、一五〇円 改 正 後 五五、四三〇円
B 階層	六〇、一五〇円 六六、四三〇円	五九、一五〇円 六〇、四三〇円
C 一階層	六五、一五〇円 六六、四三〇円	六四、一五〇円 六五、四三〇円

C 二階層	七〇、一五〇円	七一、四三〇円	六九、一五〇円	七〇、四三〇円
C 三階層	七五、一五〇円	七六、四三〇円	七四、一五〇円	七五、四三〇円
C 四階層	八〇、一五〇円	八一、四三〇円	七九、一五〇円	八〇、四三〇円
C 五階層	八五、一五〇円	八六、四三〇円	八四、一五〇円	八五、四三〇円
C 六階層	九〇、一五〇円	九一、四三〇円	八九、一五〇円	九〇、四三〇円
C 七階層	九五、一五〇円	九六、四三〇円	九四、一五〇円	九五、四三〇円
C 八階層	一〇〇、一五〇円	一〇一、四三〇円	九九、一五〇円	一〇〇、四三〇円
C 九階層	一〇五、一五〇円	一〇六、四三〇円	一〇四、一五〇円	一〇五、四三〇円
C 十階層	一一〇、一五〇円	一一一、四三〇円	一一〇、一五〇円	一一一、四三〇円
D 階層	一三三、九三〇円	一三八、五一〇円	一三二、九三〇円	一三七、五一〇円

二 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正
 県立福原荘の使用料についても、一と同様の改正を行うこととした。

三 施行期日
 この規則は、平成三年七月一日から施行することとした。

◇鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

一 「鳥取県警察証明手数料条例」の題名が「鳥取県警察証明等

手数料条例」に改められたことに伴う所要の規定の整備を行うこととした。

二 この規則は、平成三年七月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十四号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

（外国の大使等に対する特別地方消費税の非課税の対象となる特別徴収義務者の指定）

第四十四条 令第四十一条の二の知事の指定を受けようとする特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

ない。

一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

二 経営場所の名称及び所在地

三 前二号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該特別徴収義務者について同項の指定をすることが適当と認めるときは、当該特別徴収義務者を指定するとともにその旨を当該特別徴収義務者に通知しな

ればならない。

附 則

この規則は、平成三年七月一日から施行する。

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十五号

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則（昭和六十二年四月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第三項まで、」を「第三項まで又は」に改め、「又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第十四号）附則第六条」を削る。

第三条第一項の表第二号第一欄中「（同条第二項の規定により行われるものを含む。）」を削る。

附則第四項中「平成二年七月一日から平成三年六月三十日まで」を「平成三年七月一日から平成四年六月三十日まで」に改め、同項の表を次のように改める。

養護老人ホームに入所させる措置	一一〇、〇〇〇円
特別養護老人ホームに入所させる措置	二〇〇、〇〇〇円

附 則

- この規則は、平成三年七月一日から施行する。
- この規則による改正後の鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設入所等の措置に係る費用の徴収については、同日前に行われた施設入所等の措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十六号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「資産、所得及び納税額に関する証明書」を「対象収

入額申告書」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の一項を加える。

(平成三年七月一日前に入寮者に対する使用料の額の特例)

- 当分の間、入寮者のうち平成三年七月一日前に入寮した者に対する使用料の額は、第六条の二の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表

区 分	金額(一人月額)	
	大居室	小居室
A 階層 市町村民税を納付すること を要しない者	五六、四三〇円	五五、四三〇円
B 階層 市町村民税のうち均等割の み納付することを要する者	六一、四三〇円	六〇、四三〇円
C 一階層 市町村民税のうち所得割を 納付することを要し、かつ、 所得税を納付することを要 しない者	六六、四三〇円	六五、四三〇円
C 二階層 七、三〇〇円以下の所得税 を納付することを要する者	七一、四三〇円	七〇、四三〇円
C 三階層 七、三〇一円以上一四、九 〇〇円以下の所得税を納付 することを要する者	七六、四三〇円	七五、四三〇円
C 四階層 一四、九〇一円以上二二、 二〇〇円以下の所得税を納 付することを要する者	八一、四三〇円	八〇、四三〇円

C 五階層	二二、二〇一円以上二九、七〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	八六、四三〇円	八五、四三〇円
C 六階層	二九、七〇一円以上三七、二〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	九一、四三〇円	九〇、四三〇円
C 七階層	三七、二〇一円以上四四、六〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	九六、四三〇円	九五、四三〇円
C 八階層	四四、六〇一円以上五二、二〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	一〇一、四三〇円	一〇〇、四三〇円
C 九階層	五二、二〇一円以上五九、八〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	一〇六、四三〇円	一〇五、四三〇円
C 十階層	五九、八〇一円以上の所得税を納付することを要する者	一三七、八三〇円	一三六、八三〇円
D 階層	対象収入額が三、五一六、七二一円以上である者	一三八、五一〇円	一三七、五一〇円

備考

1 この表において、「対象収入額」とは、当該年度の初日の属する年の前年に入寮者が得た収入の総額から租税その他の知事が別に定める必要経費の総額を控除した額をいう。

2 一の入寮者がD階層の区分とD階層以外の区分に該当することとなる場合は、D階層の区分を適用するものとする。

3 この表に定める使用料の額は、大居室又は小居室を一人で使用する場合に適用するものとし、二人で使用する場合は、その額から一、〇〇〇円を減じるものとする。

4 暖房期間中は、この表に定める使用料の額に一人月額二、一〇〇円を加算するものとする。

別表(第六条の二関係)

〇円を加算するものとする。
別表を次のように改める。

区 分	金額(一人月額)	
	大居室	小居室
一階層	対象収入額が一、五〇〇円以下であるとき 五六、四三〇円	五五、四三〇円
二階層	対象収入額が一、五〇〇円以上一、六〇〇円以下であるとき 五九、四三〇円	五八、四三〇円
三階層	対象収入額が一、七〇〇円以上一、八〇〇円以下であるとき 六二、四三〇円	六一、四三〇円
四階層	対象収入額が一、七〇〇円以上一、八〇〇円以下であるとき 六五、四三〇円	六四、四三〇円
五階層	対象収入額が一、九〇〇円以上二、〇〇〇円以下であるとき 六八、四三〇円	六七、四三〇円
六階層	対象収入額が一、九〇〇円以上二、〇〇〇円以下であるとき 七一、四三〇円	七〇、四三〇円
七階層	対象収入額が二、〇〇〇円以上二、一〇〇円以下であるとき 七六、四三〇円	七五、四三〇円
八階層	対象収入額が二、一〇〇円以上二、二〇〇円以下であるとき 八一、四三〇円	八〇、四三〇円
九階層	対象収入額が二、二〇〇円以上二、三〇〇円以下であるとき 八六、四三〇円	八五、四三〇円

十階層	対象収入額が二、三〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	九一、四三〇円	九〇、四三〇円
十一階層	対象収入額が二、四〇〇〇、〇〇〇円以上二、五〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	九六、四三〇円	九五、四三〇円
十二階層	対象収入額が二、五〇〇〇、〇〇〇円以上二、六〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一〇三、四三〇円	一〇二、四三〇円
十三階層	対象収入額が二、六〇〇〇、〇〇〇円以上二、七〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一一〇、四三〇円	一〇九、四三〇円
十四階層	対象収入額が二、七〇〇〇、〇〇〇円以上二、八〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一一七、四三〇円	一一六、四三〇円
十五階層	対象収入額が二、八〇〇〇、〇〇〇円以上二、九〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一二四、四三〇円	一二三、四三〇円
十六階層	対象収入額が二、九〇〇〇、〇〇〇円以上三、〇〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一三一、四三〇円	一三〇、四三〇円
十七階層	対象収入額が三、〇〇〇〇、〇〇〇円以上三、一〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一三七、八三〇円	一三六、八三〇円
十八階層	対象収入額が三、五一六、七二一円以上であるとき	一三八、五一〇円	一三七、五一〇円

備考

- 1 この表において、「対象収入額」とは、当該年度の初日の属する年の前年に入寮者が得た収入の総額（以下「収入総額」という。）から租税その他の知事が別に定める必要経費の総額（以下「必要経費総額」という。）を控除した額をいう。
- 2 この表に定める使用料の額は、大居室又は小居室を一人で使用する

する場合に適用するものとし、二人で使用する場合は、その額から一、〇〇〇円を減じるものとする。

- 3 夫婦で入寮する場において、夫婦の収入総額を合算した額から夫婦の必要経費総額を合算した額を控除した額の二分の一に相当する額が一、五〇〇、〇〇〇円以下であるときは、当該二分の一に相当する額を夫婦それぞれの対象収入額とみなしてこの表を適用するものとし、その使用料の額は、同表に定める額から三、〇〇〇円を減じた額とする。

- 4 暖房期間中は、この表に定める使用料の額（備考3に該当する場合は、備考3に掲げる額）に一人月額二、一〇〇円を加算するものとする。

様式第三号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

対 象 収 入 額 申 告 書

次のとおり対象収入額を申告します。

入 寮 申 請 者 住 所 氏 名

④

種 別	金 額 (円)
収 入	
計 (A)	
必 要 経 費	
計 (B)	
対象収入額 (A-B)	

- 注 1 「収入」欄は、入寮する年度の初日の属する年の前年に入寮者が得た収入を記入すること。
 2 「必要経費」欄は、租税その他の知事が別に定める必要経費を記入すること。
 3 収入及び必要経費については、その額を確認することのできる書類を添付すること。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「資産、所得及び納税額に関する証明書」を「対象収入額申告書」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の一項を加える。

(平成三年七月一日前の入所者に対する使用料の額の特例)

2 当分の間、入所者のうち平成三年七月一日前に入所した者に対する使用料の額は、第五条の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表

区 分	金額(一人月額)	
	大居室	小居室
A 階層 市町村民税を納付することを要しない者	五六、四三〇円	五五、四三〇円
B 階層 市町村民税のうち均等割のみ納付することを要する者	六一、四三〇円	六〇、四三〇円
C 一階層 市町村民税のうち所得割を納付することを要し、かつ、所得税を納付することを要しない者	六六、四三〇円	六五、四三〇円
C 二階層 七、三〇〇円以上の所得税を納付することを要する者	七一、四三〇円	七〇、四三〇円
C 三階層 七、三〇一円以上一四、九〇〇円以上の所得税を納付することを要する者	七六、四三〇円	七五、四三〇円

C四階層	一四、九〇一円以上二二、二〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	八一、四三〇円	八〇、四三〇円
C五階層	二二、二〇一円以上二九、七〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	八六、四三〇円	八五、四三〇円
C六階層	二九、七〇一円以上三七、二〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	九一、四三〇円	九〇、四三〇円
C七階層	三七、二〇一円以上四四、六〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	九六、四三〇円	九五、四三〇円
C八階層	四四、六〇一円以上五二、二〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	一〇一、四三〇円	一〇〇、四三〇円
C九階層	五二、二〇一円以上五九、八〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	一〇六、四三〇円	一〇五、四三〇円
C十階層	五九、八〇一円以上の所得税を納付することを要する者	一三七、八三〇円	一三六、八三〇円
D階層	対象収入額の合計が三、五一六、七二一円以上である者	一三八、二二〇円	一三七、二二〇円

備考

- 1 この表において、「対象収入額」とは、当該年度の初日の属する年の前年に入所者が得た収入の総額から租税その他の知事が別に定める必要経費の総額を控除した額をいう。
- 2 一の入所者がD階層の区分とD階層以外の区分に該当することとなる場合は、D階層の区分を適用するものとする。
- 3 この表に定める使用料の額は、大居室又は小居室を一人で使用する場合に適用するものとし、二人で使用する場合は、その額か

ら一、〇〇〇円を減じるものとする。
 4 暖房期間中は、この表に定める使用料の額に一人月額二、一〇〇円を加算するものとする。
 別表を次のように改める。

別表(第五条関係)

区 分	金額(一人月額)	
	大居室	小居室
一階層	対象収入額が一、五〇〇、〇〇〇円以下であるとき 五六、四三〇円	五五、四三〇円
二階層	対象収入額が一、五〇〇、〇〇〇円以上一、六〇〇、〇〇〇円以下であるとき 五九、四三〇円	五八、四三〇円
三階層	対象収入額が一、六〇〇、〇〇〇円以上一、七〇〇、〇〇〇円以下であるとき 六二、四三〇円	六一、四三〇円
四階層	対象収入額が一、七〇〇、〇〇〇円以上一、八〇〇、〇〇〇円以下であるとき 六五、四三〇円	六四、四三〇円
五階層	対象収入額が一、八〇〇、〇〇〇円以上一、九〇〇、〇〇〇円以下であるとき 六八、四三〇円	六七、四三〇円
六階層	対象収入額が一、九〇〇、〇〇〇円以上二、〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき 七一、四三〇円	七〇、四三〇円
七階層	対象収入額が二、〇〇〇、〇〇〇円以上二、一〇〇、〇〇〇円以下であるとき 七六、四三〇円	七五、四三〇円
八階層	対象収入額が二、一〇〇、〇〇〇円以上二、二〇〇、〇〇〇円以下であるとき 八一、四三〇円	八〇、四三〇円

九階層	対象収入額が二、二〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	八六、四三〇円	八五、四三〇円
十階層	対象収入額が二、三〇〇〇、〇〇〇円以上二、四〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	九一、四三〇円	九〇、四三〇円
十一階層	対象収入額が二、四〇〇〇、〇〇〇円以上二、五〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	九六、四三〇円	九五、四三〇円
十二階層	対象収入額が二、五〇〇〇、〇〇〇円以上二、六〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一〇三、四三〇円	一〇二、四三〇円
十三階層	対象収入額が二、七〇〇〇、〇〇〇円以上二、八〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一一〇、四三〇円	一〇九、四三〇円
十四階層	対象収入額が二、八〇〇〇、〇〇〇円以上二、九〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一二七、四三〇円	一二六、四三〇円
十五階層	対象収入額が二、九〇〇〇、〇〇〇円以上三、〇〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一二四、四三〇円	一二三、四三〇円
十六階層	対象収入額が三、〇〇〇〇、〇〇〇円以上三、一〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一三一、四三〇円	一三〇、四三〇円
十七階層	対象収入額が三、〇〇〇、七二〇円以上三、〇〇〇、七二〇円以下であるとき	一三七、八三〇円	一三六、八三〇円
十八階層	対象収入額が三、五一六、七二〇円以上であるとき	一三八、二一〇円	一二三七、二一〇円

備考

1 この表において、「対象収入額」とは、当該年度の初日の属する年の前年に入所者が得た収入の総額（以下「収入総額」という。）から租税その他の知事が別に定める必要経費の総額（以下「必要

経費総額」という。）を控除した額をいう。

2 この表に定める使用料の額は、大居室又は小居室を一人で使用する場合に適用するものとし、二人で使用する場合は、その額から一、〇〇〇円を減じるものとする。

3 夫婦で入所する場合において、夫婦の収入総額を合算した額から夫婦の必要経費総額を合算した額を控除した額の二分の一に相当する額が一、五〇〇、〇〇〇円以下であるときは、当該二分の一に相当する額を夫婦それぞれの対象収入額とみなしてこの表を適用するものとし、その使用料の額は、同表に定める額から三、〇〇〇円を減じた額とする。

4 暖房期間中は、この表に定める使用料の額（備考 3 に該当する場合は、備考 3 に掲げる額）に一人月額二、一〇〇円を加算するものとする。

様式第三号を次のように改める。

様式第3号 (第3条関係)

対象収入額申告書

次のとおり対象収入額を申告します。

住所
入所申込者 氏名

㊦

種 別	金 額 (円)
計 (A)	
必 要 経 費	
計 (B)	
対象収入額 (A-B)	

- 注 1 「収入」欄は、入所する年度の初日の属する年の前年に入所者が得た収入を記入すること。
- 2 「必要経費」欄は、租税その他の知事が別に定める必要経費を記入すること。
- 3 収入及び必要経費については、その額を確認することのできる書類を添付すること。

附 則

- この規則は、平成三年七月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の鳥取県立岩井長者寮管理規則別表の規定及び第二条の規定による改正後の鳥取県立福原荘管理規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に入所する者から適用する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十七号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号㉞中「鳥取県警察証明手数料条例」を「鳥取県警察証明手数料条例」に改める。

附 則

この規則は、平成三年七月一日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県警察証明手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年六月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

鳥取県公安委員会規則第二号

鳥取県警察証明手数料条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県警察証明手数料条例施行規則（昭和三十四年三月鳥取県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

鳥取県警察証明等手数料条例施行規則

第一条の見出しを「（証明願等）」に改め、同条第一項中「鳥取県警察証明手数料条例」を「鳥取県警察証明等手数料条例」に改め、「証明書」の下に「又は印章」を加え、「証明を受けようとする事項を記載した証明願」を「証明願又は申請書（以下「証明願等」という。）」に改め、同条第二項中「証明願」を「証明願等」に改める。

附 則

この規則は、平成三年七月一日から施行する。

聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年六月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

鳥取県公安委員会規則第三号

聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則の一部を改正する規則

聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則（昭和五十八年三月鳥取県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「制限の処分に係る聴聞」の下に「並びに自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十五号）に基づく自動車の運行供用の制限の処分に係る聴聞」を加える。

附 則

この規則は、平成三年七月一日から施行する。

人事委員会規則

週四十時間勤務制の試行のための職務に専念する義務の特例に関する規則をここに公布する。

平成三年六月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十五号

週四十時間勤務制の試行のための職務に専念する義務の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第五号）第二条第三号の規定に基づき、一週間当たりの勤務時間を四十時間とする勤務制（以下「週四十時間勤務制」という。）を実施する場合における問題点の把握及び必要な対策の検討に資することを目的とする週四十時間勤務制の試行のため、職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第二条 任命権者は、職員の仕事時間に関する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号）第二条第三項ただし書の特別の勤務に従事する職員のうち、週四十時間勤務制の試行を実施することが必要である公署又は職務の種類として任命権者が選定するものに属する職員（以下「試行対象職員」という。）について、職務に専念する義務を免除することができる。

(免除の方法)

第三条 前条の規定による免除は、任命権者が公署又は職務の種類ごとに人事委員会の定めるところにより指定する期間において、職員の勤務時間に関する規則（昭和二十六年十二月鳥取県人事委員会規則第十号）第三条第三項又は第四項の規定に基づき勤務を要しない日及び勤務時間の

割振りの定めを行うに当たりその定め単位として設定する期間（以下「割振り単位期間」という。）ごとに、試行対象職員の勤務時間について一週間当たり二時間（特別の事情によりこれによるものが適当でない）と認められる公署又は職務の種類に属する試行対象職員にあっては、任命権者が人事委員会と協議して定める時間数）の割合で行うものとする。この場合において、任命権者は、試行対象職員（職務に専念する義務が免除される勤務時間の時間数につき任命権者が人事委員会と協議して定めることとなる試行対象職員を除く。）の各割振り単位期間における勤務を要しない日の日数と一日の勤務時間のすべてについて職務に専念する義務が免除される日の日数との合計日数が、できる限り、一週間当たり二日の割合となるように努めるものとする。

(企業職員等への適用)

第四条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項に規定する職員（以下「企業職員」という。）及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な勤務に雇用される職員（企業職員を除く。）のうち、試行対象職員に準ずる職員についての職務に専念する義務の免除については、前二条の規定の例により行うものとする。

(報告)

第五条 人事委員会は、任命権者に対し、この規則の施行に必要と認める事項について報告を求めることができる。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、週四十時間勤務制の試行のための職員の職務に専念する義務の免除に関し必要な事項は、人事委員会が別

に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三年七月一日から施行する。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

2 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第一号に次のように加える。

(9) 週四十時間勤務制の試行のための職務に専念する義務の特例に関する規則(平成三年六月鳥取県人事委員会規則第十五号)第二条の規定による職務に専念する義務の免除

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

3 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の三中「又は前条に規定する日」を、「前条に規定する日又は一日の勤務時間のすべてについて週四十時間勤務制の試行のための職務に専念する義務の特例に関する規則(平成三年六月鳥取県人事委員会規則第十五号)第二条の規定により職務に専念する義務を免除された日」に改める。

(農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部改正)

4 農林漁業改良普及手当の支給に関する規則(昭和三十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号に次のように加える。

ハ 一日の勤務時間のすべてについて週四十時間勤務制の試行のた

めの職務に専念する義務の特例に関する規則(平成三年六月鳥取県人事委員会規則第十五号)第二条の規定により職務に専念する義務を免除された日